

自転車等駐車場の 附置義務について

倉敷市
平成29年12月改訂

はじめに

自転車は通勤，通学，買物などのための最も身近な乗り物として，日常の生活に欠かすことのできない交通手段となっており，近年では地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出せず，環境にやさしい乗り物として注目されており，その利用は今後も増加していくものと考えられます。

しかし，鉄道駅や駅周辺の商業施設などへの自転車を利用したアクセスの増加は，路上への自転車の放置により，交通障害や街の景観を損なうなどの問題を招いてきました。

倉敷市は，この自転車の放置による問題を解消するため，「倉敷市自転車等駐車場附置義務条例」（以下，条例），「倉敷市自転車等駐車場附置義務条例施行規則」（以下，施行規則）を策定し，指定区域内に大量の自転車等の駐車需要を生じさせる集客施設や商業施設等を新築又は増築する場合において，定められた規模の自転車等駐車場の設置を義務付け，安全で快適な歩行空間を確保し，交通の円滑化や良好な都市環境の形成を図ります。

自転車等駐車場附置義務とは

条例で定められた指定区域内において，百貨店，スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店，銀行その他の金融機関，パチンコ屋その他の遊技場など，自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築又は増築する場合，施設の設置者は，利用者のためにその施設もしくはその敷地内又は施設から50m以内の場所に，条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車等駐車場を設置しなければなりません。

自転車等駐車場を設置しなければならない区域

この条例により，自転車等駐車場の設置が義務づけられる区域は，都市計画法で定める商業地域，近隣商業地域です。

倉敷市内の商業地域及び近隣商業地域につきましては，都市計画課にてご確認ください。

自転車等駐車場附置義務条例の適応除外

この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において，指定区域となった日から6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては，対象外となります。

また，施設の増築をしようとするものは，既存の建築物が指定区域に定められる前に建築されていた場合は，既存建築物は対象外となり，増築部分をすべて新築したとみなして自転車等駐車場の規模を算定します。

④ 自転車等駐車を設置しなければならない施設

条例により、以下の施設を新築又は増築する場合において、自転車等駐車を設置しなければならないと定めています。

	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車の規模	店舗等面積の主な算定方法	算定対象としない床面積
1	百貨店、スーパーマーケット トその他の小売店舗 [百貨店、スーパーマーケット、 ト、その他の小売店舗]	店舗面積が 400㎡を超えるもの	新築に係る 店舗面積 20㎡ごとに1台	大規模小売店舗についての 解説等（第4版）における店 舗面積に含まれる部分（売 場、ショーウィンドウ、ショ ールーム、サービス施設、物 品の加工修理場のうち顧客 から引受（引渡を含む。）の 用に直接供する部分）	壁等により売場と明確に 区切られた通路、階段の壁 に設けられたはめ込み式 のショーウィンドウ、従業 員用の施設（休憩室、更衣 室、食堂など）、倉庫など
2	飲食店 [食堂、喫茶店などの飲食 店]	店舗面積が 400㎡を超えるもの	新築に係る 店舗面積 20㎡ごとに1台	客室、調理室、待合室その他 これらに類すると認めるも の	壁等により売場と明確に 区切られた通路、従業員用 の施設（休憩室、更衣室、 食堂など）、倉庫など
3	銀行その他の金融機関 [銀行、信用金庫、労働金庫、 信用協同組合、証券会社な どの金融機関]	店舗面積が 500㎡を超えるもの	新築に係る 店舗面積 25㎡ごとに1台	営業室、ロビー、応接室、現 金自動支払機設置室その他 これらに類すると認めるも の	従業員用の施設（休憩室、 更衣室、食堂など）、支店 長室、金庫室、ATM 機械 室など
4	パチンコ屋その他の遊技場 [パチンコ屋、麻雀屋、ゲー ムセンターなどの遊技場]	店舗面積が 300㎡を超えるもの	新築に係る 店舗面積 15㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所、休憩所 その他これらに類すると認 めるもの	従業員用の施設（休憩室、 更衣室、食堂など）、倉庫 など
備考	<p>(1) 施設の用途及び店舗等面積の算定対象については主な例示であり、例示以外の施設及び店舗等面積も対象となる場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>(2) 自転車等には50cc以下のバイクを含みます。</p> <p>(3) この表により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(4) 店舗等面積が5,000㎡を超える施設（混合用途施設を除く）には、5,000㎡を超える部分を2分の1の規模で算定する特例措置があります。</p> <p>(5) 混合用途施設については、当該用途ごとに上表で自転車等駐車場の規模を算定し、その合計が20台以上である場合に附置義務が適用されます。</p>				

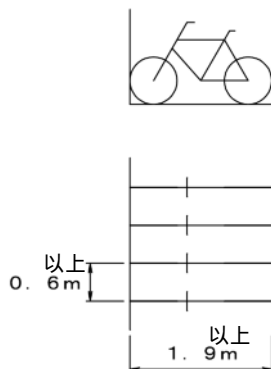
④ 自転車等駐車場設置台数計算例（百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗の場合）

施設の規模	自転車等駐車場の設置台数
附置義務対象施設規模以上 (但し 5,000㎡未満)	$\text{自転車等台数} = \frac{\text{店舗面積 (㎡)}}{20 \text{㎡}}$
附置義務対象施設規模以上 (但し 5,000㎡以上)	$\text{自転車等台数} = \frac{5,000 \text{ (㎡)}}{20 \text{㎡}} + \frac{(\text{店舗面積} - 5,000 \text{ ㎡})}{20 \text{㎡}} \times \frac{1}{2}$

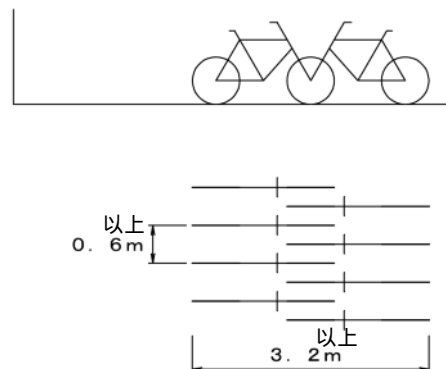
駐車区画

1台あたりの駐車区画は、以下を参考にしてください。ただし、立体式の自転車等駐車場その他ラック等の特殊な装置を用いる場合については、別途協議して下さい。

片側駐車



両側駐車



自転車等駐車場の設置の届出

条例により、自転車等駐車場を設置又は変更しようとする場合は、事前に協議し、自転車等駐車場（設置・変更）届出書に下記の書類を添付して都市計画課へ提出して下さい。

[添付書類]

- (1) 施設及び自転車等駐車場の付近見取図
- (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図及び自転車等駐車場の平面図
- (4) 店舗等の面積及び自転車等駐車場の規模の算出計算書

終わりに

既存の小売店舗や一定規模以下の施設など、この条例により自転車等駐車場の設置の義務が課せられていない施設についても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置していただくようお願いします。

また、共同住宅、長屋住宅、ワンルームマンション、寄宿舍、事務所等の施設及びこの条例による指定区域を除く区域に、一定規模以上の集客施設、商業施設等を新設又は増築する場合においても、引き続き自転車等駐車場を設置していただくようお願いします。

倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL : 086-426-3455

E-mail : constplan@city.kurashiki.okayama.jp